

情報科学芸術大学院大学受託研究規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学芸術大学院大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱い等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において受託研究とは、本学が外部からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入れの条件)

第3条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとし、その受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受託研究の期間は、契約の締結の日から当該日の属する年度の末日までであること。
- (2) 受託研究に要する経費は（以下「受託研究費」という。）は、当該研究の開始前に納付すること。
- (3) 受託研究費により取得した設備等は、本学に帰属するものであること。
- (4) 受託研究の結果生じた知的所有権等は、本学に帰属するものとし、本学は委託者に対し、優先実施権を与えこれを無償で使用させること。
- (5) 受託研究は、受託者が一方的に中止できないこと。
- (6) 天災その他やむを得ない理由により本学が受託研究を中止する場合においても、本学はその責を負わないものであること。
- (7) 受託研究費は返還しないものであること。
- (8) 受託研究の本質的な内容に起因して第三者に損害が発生し、かつ本学に賠償責任が生じた場合には、その損害が本学の研究担当者の故意又は重大な過失による場合を除き、委託者がその賠償金等の費用の一切を負担すること。

(受託研究費)

第4条 本学に研究委任する者は、謝金、旅費、備品購入費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を受託研究費としなければならない。

(受託研究の申込み)

第5条 本学に受託研究の申込みをしようとする者は、別記第1号様式による受託研究申込書を情報科学芸術大学院大学長（以下「学長」という。）に提出しなければならない。

(受託研究の受入れの決定)

第6条 学長は、受託研究の申込みがあったときは、第3条本文に該当すると認められる場合に限り、その申込みを受諾するものとする。

(決定の通知)

第7条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、別記第2号様式によりその決定の内容を通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、受託研究が予算措置された後直ちに研究の委託申込者と受託研究契約を締結するものとする。

(受託研究の中止)

第9条 研究担当者は、天災その他やむを得ない理由により受託研究を中止する必要があるときは、直ちに学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項に規定する報告によりやむを得ないと認めるときは、受託研究の中止を決定することができる。

3 学長は、前項の規定により受託研究の中止を決定した場合は、別記第3号様式による受託研究中止決定通知書により、委託者に通知するものとする。

(完了の報告)

第10条 研究担当者は、受託研究を完了したときは、別記第4号様式による受託研究完了報告書により学長に報告するものとする。

2 学長は、当該受託研究の成果を委託者に報告するときは、研究担当者をして行わせることができる。

(特許権の実施)

第11条 学長は、本受託研究の結果生じた発明であつて、県に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、優先実施期間内において優先実施権を与えることができる。

第12条 前条の規定により、特許権等の実施をする場合には、県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領(平成5年3月9日付け管第456号通知、以下「取扱要領」という。)によるものとする。

(実用新案等の取扱い)

第13条 特許権等以外の知的所有権の権利については、第11条及び第12条の規定を準用する。

(研究成果の公表)

第14条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとし、その時期及び方法について、学長は委託者との間で協議するものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

様式第1号

受託研究申込書

年 月 日

情報科学芸術大学院大学長 様

住所（所在地）

企業等名

代表者氏名

下記のとおり情報科学芸術大学院大学に研究を委託したいので申し込みます。

記

1 研究の名称

2 研究の目的及び内容

3 研究に要する経費

4 研究期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 委託する研究担当者等

6 その他

第2号様式

受託研究受入通知書

年 月 日

様

情報科学芸術大学院大学長

年 月 日付けで申込みのありました研究の委託については、下記により受入れを決定したので、通知します。

記

1 研究の名称

2 研究に要する経費

3 研究期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 研究担当者の氏名等

5 その他

第3号様式

受託研究中止・期間延長決定通知書

年 月 日

様

情報科学芸術大学院大学長

年 月 日付けで契約した受託研究中止・期間延長することを決定したので、通知します。

記

1 研究の名称

2 中止・期間延長の理由

第4号様式

受託完了報告書

年 月 日

情報科学芸術大学院大学長 様

研究担当者等氏名

年 月 日付けで契約した受託研究について完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 研究の名称
- 2 研究担当者氏名等
- 3 研究期間
- 4 研究の成果
- 5 その他 (留意事項等)

受 託 研 究 契 約 書

受託者 情報科学芸術大学院大学（以下「甲」という。）と委託者 （以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約を締結するものとする。

（受託研究の内容等）

第1条 甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

- 1 研究名称
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究に要する経費
- 4 研究期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

（研究経費の納付）

第2条 乙は、前条の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を 年 月 日までに、甲の発する納入通知書により納付しなければならない。

（研究経費の返還）

第3条 甲は、乙が納付した研究経費は、これを返還しないものとする。ただし、やむを得ない理由により本受託研究を中止する場合において、甲が必要と認めたときは、不要となった額の範囲内で相当と認める額を返還することがある。

（研究経費が不足した場合の処置）

第4条 甲は、納付された研究経費に不足を生じた場合には、乙と協議し、その不足額を乙に負担させることができる。

（受託研究の中止）

第5条 乙は、第1条の受託研究を一方的に中止することはできない。

第6条 甲は、天災その他やむを得ない事由があるときは、受託研究を中止することができるものとする。この場合において、甲はその責を負わないものとする。

（知的所有権等の帰属）

第7条 受託研究の結果生じた知的所有権等は、甲に帰属するものとし、甲は乙に対して、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第8条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（優先的实施）

第9条 甲は、本受託研究の結果生じた発明であって県に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を乙又は乙の指定する者に限り、優先実施期間内において優先実施権を与えることができる。

第10条 前条の規定により、特許権等の実施をする場合には、県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領（平成5年3月9日付け管第456号通達（岐阜県総務部長）以下「取扱要領」という。）によるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第11条 特許権等以外の知的所有権等の取扱いについては、第9条及び第10条の規定を準用する。

2 甲は、前条の規定により乙又は乙の指定する者に優先的实施を許諾した場合において当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該許諾権等の実施を許諾することができるものとする。

(研究成果の報告)

第12条 甲は、受託研究が完了したときは、研究成果報告書を乙に提出する者とする。

(研究成果の公表)

第13条 甲に属する教員は、本受託研究の成果を公表できるものとする。ただし、必要な場合には、研究成果の公表の時期・方法について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 情報科学芸術大学院大学
学 長

印

乙 住 所
代表者

印